

横浜市行政不服審査会答申
(第62号)

平成31年 1 月23日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「小児医療費受給資格喪失処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人の子に係る医療費助成を受けていた。しかし、審査請求人の平成29年中の所得の金額が横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則（平成6年11月横浜市規則第112号。以下「規則」という。）で定める額を超過したとして、横浜市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対し、平成30年7月20日に、小児医療費受給資格喪失処分（以下「本件処分」という。）をした。これを不服として、審査請求人が本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

本件処分の理由は、所得制限超過のためということであるが、これは健常者の医療費に関するものであり、発達障害に関する治療を受けている児童については当てはまらないものである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 小児医療費助成事業は、条例及び規則により実施されているところ、0歳児に係るものを除いて対象小児の保護者の所得が規則で定める額以上である場合には助成を行わないこととし（条例第4条2項）、助成を受ける資格を喪失したときは当該保護者に対し喪失通知を送付することとしている（規則第7条）。
- (2) 小児医療費助成事業は、地方単独事業として、条例及び規則により実施されているところ、傷病又は障害に伴う助成対象の例外規定は特段設けていな

いため、本件処分に、違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、小児2名の監護をしているが、審査請求人の所得の額は、条例及び規則に定める以上の額であるから、助成の対象とならない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

本件では、審査請求人が小児2名を監護し、かつ、これと生計を同じくする父であることに争いはない。

処分庁は、審査請求人の所得の額が規則第4条の2に定める額を超えることを理由として本件処分を行っているため、当該理由に違法又は不当な点がないか検討する。

条例第4条第2項は、「…対象幼児等及び対象児童の保護者に対する助成は、…規則で定める額以上であるときは行わない。」と定めている。

規則第4条の2第1号は、「対象幼児等の保護者に対する助成で、条例第4条第2項に規定する…扶養親族等及び18歳に満たない者があるときは5,320,000円に当該扶養親族等及び18歳に満たない者1人につき380,000円…を加算した額とする。」と定めている。

審査請求人の場合においては、小児2名を監護しているため、基準となる額は5,320,000円に760,000円を加算した6,080,000円となる。

一方、規則第4条の4第1項は、「条例第4条第2項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下『当該年度』という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る

雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の合計額から80,000円を控除した額とする」と定め、同条第2項は、控除すべき額を定めている。

審査請求人の場合においては、平成30年度における課税データによれば、総所得金額以外の所得は認められず、規則第4条の4第2項で定める控除すべき額もないところ、総所得金額は6,2**,***円であるため、これより80,000円を控除した額は6,1**,***円となる。

以上によれば、審査請求人においては、規則第4条の4第1項で定める額は6,1**,***円であり、規則第4条の2第1号の医療費助成の基準となる額は6,080,000円であり、前者は後者を上回ることが認められ、これを覆すに足りる証拠はない以上、審査請求人の所得の額は条例第4条第2項の定める額を超えることが認められる。

そして、条例及び規則においては、監護する小児に発達障害があるか否かにより、医療費助成対象の例外的な扱いとするなどの定めは設けていないため、本件処分に、違法又は不当な点はない。

(2) 結語

以上のとおりであるから、本件処分は、適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(4) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年 8 月 10 日	・ 弁明書の提出依頼
平成30年 8 月 29 日	・ 弁明書等の受理
平成30年 9 月 6 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出等依頼
平成30年10月 5 日	・ 反論書等の提出について（再依頼）
平成30年11月 9 日	・ 物件提出の求め及び質問書の送付
平成30年11月22日	・ 質問事項への回答及びその立証資料の提出
平成30年11月26日	・ 質問及び質問に対する回答の送付
平成30年12月11日	・ 審理手続の終結
平成30年12月17日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年12月19日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成31年 1 月 23 日	・ 調査審議